

平成19年(ワ)第1648号 監視活動停止等請求事件

原告 後藤東陽こと後藤信 他3名

被告 国

答 弁 書

平成19年12月11日

仙台地方裁判所第二民事部合議2係 御中

被告指定代理人

〒980-8601

仙台市青葉区春日町7番25号

仙台法務局訟務部 (送達場所)

(電 話 022-225-5611)

(FAX 022-217-2085)

部 付 市 木 政 昭



部 付 磯 尾 俊 明



上席訟務官 外 崎 幸 治



訟 務 官 山 家 史 朗



〒162-8802

東京都新宿区市谷本村町5番1号

防衛省大臣官房訟務管理官付

防 衛 部 員 上 中 孝 文



防衛技官 八木 成人



防衛省防衛政策局調査課

2等陸佐 佐伯 暢彦



防衛事務官 阪本 洋之



防衛省陸上幕僚監部運用支援・情報部

1等陸佐 小林 俊也



2等陸佐 廣谷 雅臣



3等陸佐 三好 健治



3等陸佐 野邊 格義



3等陸佐 高井良 誠一



防衛省陸上幕僚監部法務官付

2等陸佐 大迫 輝己



防衛事務官 小田 昇



第1 請求の趣旨に対する答弁

1 本案前の答弁

「情報収集、活動監視活動」の差止め訴え（請求の趣旨第1項の訴え）を却下する。

2 本案の答弁

請求の趣旨第2ないし第5の各請求をいずれも棄却する。

3 訴訟費用は原告らの負担とする。

4 請求の趣旨第2項ないし第5項について、仮執行の宣言は相当でないが、仮に仮執行宣言を付する場合は、

(1) 担保を条件とする仮執行免脱宣言

(2) その執行開始時期を判決が被告に送達された後14日経過した時とするこ
と

を求める。

第2 本案前の答弁の理由

原告らは、請求の趣旨第1項において、「情報収集」及び「活動監視活動」を差止めの対象としているが、そもそも「情報収集」及び「活動監視活動」なる言葉は、極めて抽象的で、かつ広汎な意味を持つものであって、いかなる行為を指すか不明である。

したがって、請求の趣旨第1項は、差止めの対象が不特定であって、不適法といわざるを得ない。

よって、原告らの請求の趣旨第1項の訴えは却下を免れない。

第3 請求の原因に対する認否

1 請求の原因第一点第1について

本件請求との関連が不明であり、また、原告ら独自の心情論にすぎないから、

認否の限りでない。

2 請求の原因第一点第2について

原告らの主張する、「監視」あるいは「情報収集」の意味が不明であり、認否の限りでない。

ただし、陸上自衛隊情報保全隊が組織的・系統的・日常的に、国民の権利を侵害した事実はないし、現在もそのようなことはしていない。

3 請求の原因第二点第1について

(1) 1について

「原告個人票第1ないし第4」記載のうち、各人の1（経歴部分）については、不知。ただし、積極的に争う趣旨ではない。各人の2（人格の形成と平和的生存権との結実）及び3（被告の自衛隊イラク派遣による精神的苦痛）については、本件訴えとの関連が不明であり、認否の限りでない。なお、各原告が、自衛隊のイラク派遣の差止め、違憲確認、慰謝料請求を求める別訴を提起したという限度では認める。

(2) 2について

原告後藤が「連絡会」の代表を務めていることについては不知。その余の点については、原告らの主張する「監視」の意味が明らかでなく、認否の限りでない。

(3) 3について

原告山形及び同戸枝が、原告後藤とともに、平成16年12月8日に原告らが指摘する訴訟を提起した事実は認める。その余の点については、原告らの主張する「監視」の意味が不明であり、認否の限りでない。

(4) 4について

原告小野寺が宮城憲法会議の事務局長及び別件訴訟の訴訟代理人事務局長として諸活動に従事してきたかどうかは不知。その余の点については、原告らの主張する「監視」の意味が不明であり、認否の限りでない。

4 請求の原因第二点第2について

(1) 1及び2について

認める。

(2) 3について

認否の限りでない。

(3) 4について

平成18年7月17日、陸上自衛隊がサマワでの任務を終了し撤収したことは認めるが、その余については認否の限りでない。

(4) 5について

原告らの主張する「監視」の意味が不明であり、認否の限りでない。

5 請求の原因第三点第1について

(1) 1について

(1)については、平成19年6月6日、日本共産党が、陸上自衛隊情報保全隊作成の内部文書として原告らが引用する文書(以下「本件文書」という。)を公表したことは認める。

(2)及び(3)についても、本件文書には原告らが指摘するような記載及び分類になっているという限度で認める。

(4)については、本件文書を陸上自衛隊情報保全隊が作成したことを政府・防衛省は事実上認めているということについては否認する。

(2) 2及び3について

本件文書に原告らが指摘する記載があることは認める。陸上自衛隊情報保全隊による監視活動が行われたとする主張については、「監視」の意味が明らかではないほか、本件訴えとの関連も不明であり、認否の限りでない。

6 請求の原因第三点第2について

(1) 1について

(1)については特に争わない。

(2)については、一般論としては争わない。

(3)については、「監視活動」の意味が明らかでなく、認否の限りでない。

(4)及び(5)については、否認ないし争う。

(2) 2について

(1)については特に争わない。

(2)及び(3)については、「監視活動」の意味が明らかでなく、認否の限りでない。

(3) 3について

(1)については、原告らが指摘するような裁判例があることは認めるが、「自己情報コントロール権」がプライバシーの権利の内容として憲法13条により保障されていることについては争う。

ア プライバシーについて判示した最高裁判所の判決としては、最高裁判所昭和44年12月24日大法廷判決(刑集23巻12号1625ページ)、最高裁判所平成元年4月13日第一小法廷判決(金融商事判例845号43ページ)、最高裁判所平成7年12月15日第三小法廷判決(刑集49巻10号842ページ)、最高裁判所平成9年11月17日第一小法廷判決(刑集51巻10号855ページ)などがあるが、これらの一連の判決は、個人のプライバシーに係る利益が憲法13条に規定された幸福追求権によって基礎づけられる法的保護に値する人格的利益であり、憲法13条により尊重されるべきものとしているものの、プライバシーが一つの明確な内容をもった権利として憲法上保障されているとまでは判示していない。

また、最高裁判所平成14年9月24日第三小法廷判決(最高裁判所裁判集民事207号243ページ、判例時報1802号60ページ)は、プライバシーにわたる事項を表現内容に含む小説の出版等の差止請求を認容した原審判決を維持したものであるが、同判決は、「名誉とともにプライ

バシー等が侵害されたときには、名誉権及びプライバシーの利益等を併せて出版の差止めが認められる場合があることを明らかにしたもの」にすぎず、プライバシーの権利のみを根拠とする差止請求が可能である旨を判示したものではない（判例時報1802号61ページのコメント）し、最高裁判所平成15年9月12日第二小法廷判決（民集57巻8号973ページ。以下「平成15年最高裁判決」という。）は、学生の学籍番号、氏名、住所及び電話番号並びに当該学生が講演会の参加申込者であるという個人情報について、プライバシーに係る情報として、法的保護の対象になると判示したが、同判決は、プライバシーが憲法13条によって保障された権利であるかどうかについての判断を示したものではない。

イ 以上のとおり、プライバシーは、その概念自体がいまだ不明確であり、統一的な理解が得られていないものであり、名誉権などと同様にそれのみで排他性を有する人格権であるとして、差止請求をすることができるような権利としては確立されていない（竹田稔・プライバシー侵害と民事責任（増補改訂版）226ページ）。

なお、③の名古屋高裁金沢支部平成18年12月11日判決では、住基ネットにおいて本人確認情報を取り扱うにつき、正当な理由があり、その方法も相当であって、住民のプライバシー権を侵害するものとはいえないと判断しているのであって、プライバシー権の侵害があったと認定された事案ではない。

ウ いずれにしても、「自己情報をコントロールする権利」は、実定法上の根拠がない上、その実質的な内容、範囲、法的性格についても様々な見解があり、権利としての成熟性が認められないものであるから、そもそも実定法上の権利とは認められない。原告らの主張は独自の見解の域を出るものではない。

(2)については、「監視」の意味が明らかでなく、認否の限りでない。

(4) 4について

(1)及び(2)については、みだりに容ぼう等を撮影されない自由が一定の要件の下で認められていること及び原告らの示す判例があることは認める。ただし、この判例は、警察官が犯罪捜査という国家権力の行使の必要上写真撮影をする場合、令状がなくとも許されるか否かが問題とされた事案に関するものであり、何ら権力的な契機を伴わない写真撮影等に当然には妥当しない。

(3)及び(4)については、「監視」の意味が明らかでなく、本件訴えとの関係も明らかではないから、認否の限りではない。

(5) 5について

(1)については、認める。

(2)については、原告らが指摘する裁判例があることは認める。ただし、最高裁昭和48年12月12日大法廷判決（民集27巻11号1536ページ）により破棄され原審に差し戻されている。

その余は否認ないし争う。

(3)については、「監視活動」の意味が明らかでなく、認否の限りでない。

(6) 6について

(1)については、原告らの示す裁判例があることは認め、その余は否認ないし争う。なお「田近判決」と称される上記裁判例の内容は全く独自ないし異質なもので、先例的な価値は有しない。

(2)及び(3)については、「監視」あるいは「国民の中に直接潜入」などの意味が明らかでなく、認否の限りではない。なお、平和的生存権が具体的権利であるとする点は争う。

(7) 7(1)について

「監視」あるいは「情報収集」の意味が明らかではなく、認否の限りでない。

なお、(1)②ウ項、エ項の「陸上自衛隊保全隊に関する訓令」は「陸上自

衛隊情報保全隊に関する訓令」が正しい。

また、原告らは、陸上自衛隊情報保全隊が民間人を対象とする情報収集につき、「あらかじめ防衛秘密を取り扱う者として指定した関係者のみに限定する」旨防衛庁長官が国会で答弁したかのような主張をするが、これは引用が不正確である。すなわち、防衛庁長官は、防衛秘密漏えい罪の適用範囲につき、防衛秘密を取り扱う者に限定される旨述べたにすぎない。

(8) 7 (2)について

行政機関個人情報保護法の規定は争わない。その余については、「監視活動」の意味が明らかではなく、本件訴えとの関連も明らかではないから、認否の限りでない。

なお、陸上自衛隊情報保全隊の活動は、行政機関個人情報保護法の趣旨を逸脱するものではない。

(9) 8について

(1)については認め、その余は「監視活動」の意味が明らかではなく、認否の限りでない。

7 請求の原因第三点第3について

「組織的・系統的・日常的監視活動」等の意味が明らかではなく、認否の限りでない。

8 請求の原因第四点第1について

本件訴えとの関連が明らかではなく、認否の限りでない。

9 請求の原因第四点第2について

本件訴えとの関連が明らかではなく、認否の限りでない。

10 請求の原因第四点第3について

原告らの内心は不知。その余については、「監視活動」の意味が明らかではなく、原告らの意見であって、認否の限りでない。

11 請求の原因第五点第1について

原告後藤が連絡会の代表者であったことは不知。本件文書に原告らが指摘する記載があることは認める。その余については、「監視」の意味が明らかではなく、認否の限りでない。

12 請求の原因第五点第2について

1については認める。2以下については、「組織的・系統的・日常的な監視活動・情報収集活動」の意味が明らかではなく、認否の限りでない。

13 請求の原因第五点第3について

1の柱書き、(4)及び(5)並びに2、3は、「監視」、「組織的・系統的、日常的な監視活動・情報収集活動」の意味が明らかではなく、認否の限りでない。

1の(1)及び(2)は、不知。1の(3)は認める。

14 請求の原因第五点第4について

(1) 1について

「原告個人票第1ないし第4」記載のうち、各人の1（経歴部分）については、不知。ただし、積極的に争う趣旨ではない。各人の2（人格の形成と平和的生存権との結実）については、不知ないし認否の限りでない。各人の3（被告の自衛隊イラク派遣による精神的苦痛）については、各原告が、自衛隊のイラク派遣の差止め、違憲確認、慰謝料請求を求める別訴を提起したことは認めるが、その余の部分は、不知ないし認否の限りでない。

(2) 2について

「監視活動・情報収集」の意味が明らかではなく、認否の限りでない。

(3) 3について

争う。

15 請求の原因第六点について

差止めの対象となる「監視活動」の意味が明らかではなく、認否の限りでない。

16 請求の原因第七点について

認否の必要を認めない。

- 17 請求の原因第八点について
争う。

第4 被告の主張

- 1 陸上自衛隊情報保全隊の任務及びその法的根拠（なお、ここでは、問題となっている平成15年ないし16年当時の法令に基づいて説明するが、現行法においても以下の解釈に変わりはない。）

自衛隊法3条1項は、自衛隊の任務の一般的規定として「自衛隊は、我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つため、直接侵略及び間接侵略に対し我が国を防衛することを主たる任務とし、必要に応じ、公共の秩序の維持に当たるものとする。」と規定し、防衛庁設置法5条柱書は、「防衛庁の所掌事務は、次のとおりとする。」として、同条1号には「防衛及び警備に関すること。」、2号には「自衛隊（自衛隊法第2条第1項に規定する自衛隊をいう。以下同じ。）の行動に関すること。」、3号には「陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の組織、定員、編成、装備及び配置に関すること。」と、その所掌事務の内容を掲げ、更に同条4号において「前3号の事務に必要な情報の収集整理に関すること。」と規定している。以上のとおり、自衛隊の行動等に関し、必要な情報の収集整理に関することは、防衛庁の所掌事務に属する。

他方、陸上自衛隊情報保全隊の任務については、以下のような規定が定められている。すなわち、自衛隊法23条は、「本章に定めるもののほか、自衛隊の部隊の組織、編成及び警備区域に関し必要な事項は、政令で定める。」と規定し、その「政令」である自衛隊法施行令32条は、「本章に定めるもののほか、自衛隊の部隊の組織、編成及び警備区域に関し必要な事項は、長官が定める。」と規定する。そして、これら規定を受け当時の防衛庁長官によって定められた陸上自衛隊情報保全隊に関する訓令は、その3条において、「情報保全

隊は、陸上幕僚監部、陸上幕僚長の監督を受ける部隊及び機関並びに別に定めるところにより支援する施設等機関等の情報保全業務のために必要な資料及び情報の収集整理及び配布を行うことを任務とする。」と規定し、その「情報保全業務」の意味について同訓令2条1号で「情報保全業務 秘密保全，隊員保全，組織・行動等の保全及び施設・装備品等の保全並びにこれらに関連する業務をいう。」と規定している。

これらの法令等による陸上自衛隊情報保全隊の情報収集における具体的な任務は、自衛隊に対する外部からの働きかけ等から部隊を保全するために必要な資料及び情報の収集整理，職員と各国駐在武官等との接触状況に係る資料及び情報の収集整理，部隊等の長による身上把握の支援等にあることになる。

2 国民の権利義務を制限しない行政作用については、法律の根拠は要しないこと

以上のとおり、陸上自衛隊情報保全隊の情報収集活動については、法的な根拠を有するものであるが、上記防衛庁設置法等は、いわゆる組織規範であって、根拠規範ではなく、上記情報収集活動は根拠規範に基づくものではない。

しかしながら、法律の留保の原則もいかなる行政作用についても根拠規範を要するものではなく、国民に義務を課したり、国民の権利を制限する侵害的な行政作用についてのみ法律の根拠(根拠規範)を要するにすぎない(いわゆる侵害留保説)。

原告らの主張する、「活動監視活動」の意味は明らかではないが、陸上自衛隊情報保全隊が行っている情報収集のための活動は、何らの強制を伴うものではなく、その意味で国民の権利を侵害しない範囲内において実施されているものである。

3 結論

以上のとおり、陸上自衛隊情報保全隊の情報収集活動は、国民の権利を侵害するような形態ではなく、何ら違法なものではない。これらの原告らの主張は

失当というよりほかないものである。

なお、情報の収集は、陸上自衛隊情報保全隊の目的達成に必要な範囲内で個人の情報を保有しているのであって、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律3条の趣旨を逸脱するものではない。

第5 結語

以上のとおり、原告らの本件各請求のうち差止めを求める部分は不適法であるから却下を免れず、他方、それ以外の国賠請求に関する部分は、いずれも理由がないことが明らかであり、速やかに棄却されるべきである。

以 上